

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「財産損傷事故に関する和解等について」及び「車両損傷事故に関する和解等について」に対する意見）

学校人事課

1 概要

令和3年第1回沖縄県議会に知事が提出した議案「財産損傷事故に関する和解等について」及び「車両損傷事故に関する和解等について」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和3年2月8日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「財産損傷事故に関する和解等」の概要

- (1) 令和2年8月、北部地区教職員住宅（第二住宅）において、県が設置する教職員住宅の電気設備の故障により屋内配線に過電圧が加わり、一部の入居者の財産を損傷させた。
- (2) 本件事故による一切の損害賠償金の額として、相手方に16,720円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。

当事者 甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

- (3) 和解内容は次のとおり。

- ① 甲は、本件事故に係る電気設備の設置又は保存に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額16,720円の支払義務があることを認める。
- ② 甲は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、損害賠償金を乙に支払う。
- ③ 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるものほか、何らの債権債務のないことを確認する。

3 「車両損傷事故に関する和解等」の概要

- (1) 令和2年8月、八重山地区教職員住宅（赤生団地A棟）において、入居者が網戸を動かした際、金具の不具合等により網戸が落下し、駐車場に駐車していた車両のリアガラスを全損させる等したほか、隣に駐車していた車両の右後方を損傷させた。
- (2) 本件事故による一切の損害賠償金の額として、総額245,981円を車両の所有者に支払うことを内容とする和解をする必要がある。

当事者 甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]
[REDACTED]

(3) 和解内容は次のとおり。

- ① 甲は、本件事故に係る網戸の設置又は保存に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額245,981円の支払義務があることを認める。
- ② 甲は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、損害賠償金を乙に支払う。
- ③ 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

4 臨時代理した意見の内容

議案「財産損傷事故に関する和解等について」及び「車両損傷事故に関する和解等について」は、教職員住宅の設備の設置又は保存に瑕疵があったことにより入居者に損害を与えたものであり、教職員住宅の所有者であり占有者でもある県は、損害を賠償する必要があることから、異議がない旨を回答した。

参照条文

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（議決事件）

- 第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
- 一 条例を設け又は改廃すること。
 - 二 予算を定めること。
 - 三 決算を認定すること。
 - 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
 - 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
 - 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
 - 七 不動産を信託すること。
 - 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
 - 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
 - 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
 - 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
 - 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政手続の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の一、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十二条第一項（同法第三百八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の一、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るもの）を除く。）、和解（普通地方公共団体の行政手続の処分又は裁決に係

る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るもの）を除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

一 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

○民法（明治二十九年法律第八十九号）

（和解）

第六百九十五条 和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによってその効力を生ずる。

（代理占有）

第一百八十二条 占有権は、代理人によって取得することができる。

（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

第七百十七条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによつて他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。